

ものづくり事業者経営基盤 支援事業費補助金のご案内

原油価格・物価高騰等の影響を受けている
県内中小企業者（製造業）を支援します！

対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ、県内で1年以上事業実績があり、原油価格・物価高騰等の影響により次の条件のいずれかに該当する中小企業者（製造業）

- ・ 令和4年1月以降いずれかの月の売上高が平成31年から令和3年のいずれかの年の同月比で10%以上減少していること
- ・ 令和4年1月以降いずれかの月の主な原材料等の仕入価格が平成31年から令和3年のいずれかの年の同月比で20%以上上昇していること

※ 農林漁業、金融保険業、医療業、風俗営業等、一部の業種は対象外です。

※ みなし大企業は対象外となります。

※ 売上高減少や仕入価格上昇は、実施要領で指定する様式により、金融機関や商工団体からの確認が必要となります。

対象事業

原油価格・物価高騰等の影響を受けている県内中小企業者が行う経営基盤の強化に向けた事業（事業区分）

- ① 新たな生産方式導入等による生産性の向上
- ② 新分野進出
- ③ 販路開拓
- ④ 新商品の開発、生産

※ 審査会（書面審査）を経て補助金の交付決定後（12月上旬以降）に実施する取組が対象です。

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部地域産業振興課 ものづくり戦略班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（県庁第2庁舎3階）

TEL：018-860-2241 FAX：018-860-3887 Email：induprom@pref.akita.lg.jp

補助対象経費

機械装置費、販売促進費、原材料費、外注費等に係る経費

※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。

- 交付決定日よりも前に購入、設置、契約等をしたもの ● 飲食代
- 試作品以外の製品の原材料費、外注費 ● 事務所経費、事務経費、その他経常的経費
- 汎用性があり、容易に目的外使用になり得ると認められるもの
- その他、事業実施に必要と認められないもの

補助率等

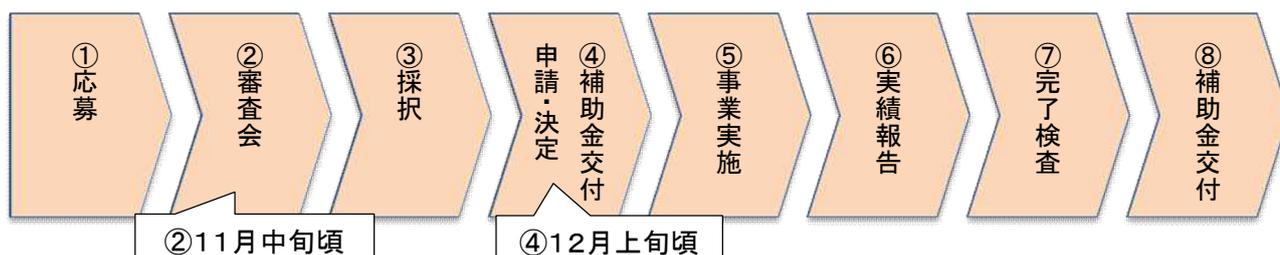
補助率 2/3以内

補助上限額 200万円

補助期間

交付決定日から令和5年2月28日（火）

応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は実績報告・完了検査後の精算払いとなります。

応募方法

①を作成し、②から⑥を添付して応募書類提出先まで提出ください。

①は秋田県公式ウェブサイト産業労働部地域産業振興課のページからダウンロードできます。

- | | |
|---|--------------------------|
| ① ものづくり事業者経営基盤支援事業応募書（様式第1～4号） | <input type="checkbox"/> |
| ② 直近3期分の財務諸表
（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書） | <input type="checkbox"/> |
| ③ 履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書） | <input type="checkbox"/> |
| ④ 会社案内など、会社の概要がわかるもの | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 経費の積算根拠となる参考見積書 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 設備導入を予定している場合、その性能を示すもの | <input type="checkbox"/> |